改正後	改正前
(　14)　宇都宮ライトレール株式会社(栃木県内の二以上の市町村にわたって　栃木県知事て走行する車両に係るものに限る。)	［新設］
［(　15)～(　79)　略］	［(　15)～(　79)　同左］
［２・３　略］	［２・３　同左］
二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産
１　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両	１　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両
所　有　者	所　有　者
［(　1)～(　59)　略］	［(　1)～(　59)　同左］
(　60)　株式会社ＪＲ東日本商事(青い森鉄道株式会社が使用するものに限る。)	［新設］
２　次に掲げる登録記号の航空機	２　次に掲げる登録記号の航空機
登　録　記　号	登　録　記　号
［(　1)～(　21)　略］	［(　1)～(　21)　同左］
(　22)　ＪＡ03ＱＱ	［新設］
(　23)～(　148)　［略］	(　22)～(　147)　［同左］
(　149)　ＪＡ23ＪＪ	［新設］
(　150)～(　194)　［略］	(　148)～(　192)　［同左］
(　195)　ＪＡ222Ｐ	［新設］
(　196)～(　202)　［略］	(　193)～(　199)　［同左］
(　203)　ＪＡ228Ｐ	［新設］
(　204)～(　230)　［略］	(　200)～(　226)　［同左］
(　231)　ＪＡ31ＭＣ	［新設］
(　232)～(　640)　［略］	(　227)～(　635)　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。

○総務省告示第七十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同左］
二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶	二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶
次の船舶	次の船舶
船舶番号　船　舶　名	船舶番号　船　舶　名
［(　1)～(　11)　略］	［(　1)～(　11)　同左］
［削る］	(　12)　292―41622　第三十八日の出丸
(　12)～(　15)　［略］	(　13)～(　16)　［同左］